

学 則

①法人・団体の名称	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団
②研修事業の名称	大阪府相談支援従事者研修(初任者研修及び現任研修)
③開講目的	【相談支援従事者初任者研修】 ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得を目的とします。 【相談支援従事者現任研修】 困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど日常の相談支援業務の検証等を行うことにより、ケアマネジメントの基本姿勢の確認及び相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。
④実施場所	大阪府内で確保した会場(講義部分Web配信)
⑤研修期間	【相談支援従事者初任者研修】 ≪7日課程≫ 講義(2日間) 演習(5日間) 合計7日間 ≪2日課程≫ 講義(2日間) 合計2日間 【相談支援従事者現任研修】 講義(1日間) 演習(3日間) 合計4日間
⑥研修カリキュラム	大阪府相談支援従事者研修(初任者研修及び現任研修)カリキュラムによる
⑦講師氏名及び担当科目	大阪府相談支援従事者初任者研修講師一覧表による
⑧研修修了の認定方法	全科目受講することを修了の条件とし修了証書を交付します。 10分以上の遅刻又は早退等により、講義又は演習の内容が十分習得されていないと認められる場合、もしくは、受講態度が著しく不良の場合は欠席とみなし、修了証書は交付しません。また、虚偽の内容により申し込みをした場合は、修了証書発行後であっても、修了の取り消し等の措置をとります。 ただし、やむを得ない事由による遅刻、早退等があった方については、大阪府相談支援従事者研修事業者指定要綱に基づき補講を行います。やむを得ない事由については、第三者による紙面の証明があり、当研修事業代表者が許可したものに限りです。当研修事業者の研修日程内で実施できない場合(演習等)は、修了状況証明書を交付します。全科目の1/2相当の受講が認められない場合は欠席状況証明書を交付します。
⑨開講時期	毎年1回 【相談支援従事者初任者研修】 ≪7日課程≫ 令和8年5月～令和8年7月 ≪2日課程≫ 令和8年5月～令和8年6月 【相談支援従事者現任研修】 令和8年9月～令和8年12月
⑩受講資格	【相談支援従事者初任者研修】 ≪7日課程≫ ①相談支援事業所等において相談支援専門員として従事しようとする方 ②指定重度障がい者等包括支援事業所において、サービス提供責任者として従事しようとする方 ≪2日課程≫ ①指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい者支援施設において、サービス管理責任者として配置されている、あるいは配置予定の方 ②指定障がい児通所支援事業所及び指定障がい児入所支援施設において、児童発達支援管理責任者として配置されている、あるいは配置予定の方 【相談支援従事者現任研修】 以下の①と②の要件を満たすもの ※相談支援従事者初任者研修等を修了した年度から5年度を過ぎて相談支援従事者現任研修を修了しなかった方は受講できません ①指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する方 具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること 又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。 ②相談支援従事者初任者研修(5日課程・7日課程)あるいは障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者で相談支援従事者初任者研修の1日課程(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目)(以下「初任者研修等」という)を修了した年度の翌年度を初年度として以降の5年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けようとする方
⑪受講手続	応募必要書類に必要事項を記入の上、指定の申込方法にて期日までに提出してください。 欠席状況証明書の提出がある方については、募集申し込み締め切り後であっても可能な限り申し込みの受付を行います。
⑫受講料(補講料)及び支払い方法	【相談支援従事者初任者研修】 7日課程 62,500円 2日課程 17,000円 【相談支援従事者現任研修】 40,000円 ・期日までに、指定した口座へ振込みにてお支払いください。 ・領収書の発行はいたしません。銀行・郵便局からのお振込控えをもって、領収書にかえさせていただきます。 ・他の指定研修事業者にて欠席状況証明書の交付を受け、当研修事業者に申し込みをされた方も同様の受講料とします。 ・修了状況証明書の交付を受けた方及び補講を実施する方については補講料を以下の通りとします。 初任者研修1～2日目(全体講義1～2日目)は一連として10,000円とします。また、3～4日目(演習1～2日目)及び5～6日目(演習3～4日目)は一連として各18,000円、7日目(演習5日目)は9,000円とします。 現任研修は1日につき9,000円とします。 ・受講料及び補講料はいずれも非課税です。
⑬解約条件及び返金の有無	受講決定後、納付された受講料及び補講料については、いかなる理由があっても返金しません。
⑭受講者の個人情報の取扱い	受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等個人情報は厳重に管理し、研修以外の目的で使用しません。 なお、修了者は修了者名簿に登載し、大阪府に提出します。
⑮補講の取扱い	第三者の証明に基づくやむを得ない事由による遅刻、早退等があった方について、大阪府相談支援従事者研修事業者指定要綱の範囲内で補講を実施します。 ・全科目の1/2相当を上回り受講した方のみ実施します。 ・講義における補講については原則当研修事業者の指定場所及び指定日とします。 ・演習は、研修3～4日目(演習1～2日目)、研修5～6日目(演習3～4日目)を一連とします。当研修事業者の研修日程内で振替ができない場合は、修了状況証明書を交付いたします。補講は修了状況証明書の交付日から翌年度末までの間に実施される各指定研修事業者(他の研修事業者含)の研修規定に則して受講することができます。 ※研修カリキュラムの変更があった場合は補講を認めず、再度の受講となります。 ※現任研修において当該年度中に受講しなければ相談支援専門員の要件を欠いてしまう方については、翌年度の補講は受講できません。
⑯科目免除の取扱い	科目免除は行いません。全科目受講を原則とします。
⑰受講中の事故等についての対応	不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。 受講生の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。
⑱研修及び苦情相談に関する連絡先	社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺社会福祉研修センター(法人本部 内) 〒543-0051 大阪府大阪市天王寺区四天王寺1丁目11-18 TEL. 06-6771-7971 FAX. 06-6771-8961
⑲その他	・本研修は、社会福祉法人四天王寺福祉事業団が、大阪府からの指定を受け、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。 ・当法人が発行した当該研修の修了証書が亡失またはき損により使用に耐えなくなった場合は、「大阪府相談支援従事者研修修了証書交付証明願」のご提出及び事務手数料3,000円の振込みをもって「大阪府相談支援従事者研修修了証書交付証明書」を交付します。